第五十七条第二項第一号中「一万五千百円」の下に「、七千五百五十円」を、同項第二号中「一万五千五百円」の下に「、一万三千五百円、七千七百五十円」を、同項第三号中「一万五千三百円」の下に「、一万三千三百円、七千六百五十円」を、同項第四号中「一万八千五百円」の下に「、一万五千円、九千二百五十円」を、同項第五号中「一万八千三百円」の下に「、一万四千八百円、九千百五十円」を加え、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認めた場合であって、特定被監護者等（令第十四条の二第一項に規定する特定被監護者等をいう。）が二人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育等（同項に規定する特定教育・保育等をいう。以下この項及び次項において同じ。）に関する令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条第三項各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額については、当該特定教育・保育等に係る負担額算定基準額（令第十四条の二第二項に規定する負担額算定基準額をいう。）が七万七千百一円未満（満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあっては、五万七千七百円未満）であるときは、前二項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一　令第十四条の二第一項第一号次のイ又はロに掲げる支給認定子ども　当該支給認定子どもに関して第二項第一号から第五号までの規定により選択される額に百分の五十を乗じて得た額

二　令第十四条の二第一項第二号次のイからハまでに掲げる支給認定子ども　零

5　支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等（令第四条第四項に規定する要保護者等をいう。）に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項中「七万七千百一円未満（満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあっては、五万七千七百円未満）」とあるのは「七万七千百一円未満」と、「当該各号に定める額」とあるのは「零」とする。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この府令による改正後の第二十八条の二及び第五十七条第四項の規定は、この府令の施行の日以後に行われる法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、同法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、同法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育、同法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育、同項第三号に規定する特定利用地域型保育及び同項第四号に規定する特例保育（以下この項において「特定教育・保育等」という。）について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

○内閣府令第三十号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八章第一節の規定及び公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）を実施するため、公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令

公正取引委員会事務総局組織規則（昭和五十三年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（会計室並びに企画官及び監査官）」に改め、同条第一項中「及び企画官二人」を「並びに企画官及び監査官それぞれ一人」に改め、同条に次の一項を加える。

5　監査官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち、相談、苦情及び監査に関する事務その他の特定事項に関する事務に従事する。

附　則

この府令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○内閣府令第三十一号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十七条第四項及び警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）第四十七条第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十二条」を「第五十三条」に、「第五十三条―第五十六条」を「第五十四条―第五十八条」に、「第五十七条」を「第五十九条」に、「第五十八条―第八十四条」を「第六十条―第八十六条」に、「第八十五条―第百五条」を「第八十七条―第百七条」に、「第百六条―第百二十五条」を「第百八条―第百二十七条」に、「第百二十六条―第百五十二条」を「第百二十八条―第百五十四条」に、「第百五十三条―第百六十二条」を「第百五十五条―第百六十四条」に、「第百六十三条」を「第百六十五条」に改める。

第二条第二項中「第八条第五号」の下に「及び第六号」を加える。

第三条第二項中「同条第六号」を「同条第七号」に改める。

第四条第二項中「第八条第十一号」を「第八条第十二号」に改める。

第五条第二項中「第八条第十二号及び第十三号」を「第八条第十三号及び第十四号」に改める。

第六条第二項中「第八条第十四号」を「第八条第十五号」に改める。

第十三条第二項中「第十一条第九号から第十一号まで」を「第十一条第十号から第十二号まで」に改める。

第十七条第二項を次のように改める。

2　少年保護対策室においては、令第十七条第四号から第七号までに掲げる事務（同条第四号、第六号及び第七号に掲げる事務のうち児童ポルノ（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノをいう。以下この項において同じ。）に関する事務並びに令第十七条第五号に掲げる事務のうち児童ポルノ及び国外犯に関する事務を除く。）及び令第十七条第八号に掲げる事務をつかさどる。

第十八条を削り、第十九条を第十八条とする。

第二十条第二項中「、第二号及び第七号」を「及び第二号に掲げる事務（官民連携推進官の所掌に属するものを除く。）並びに同条第七号」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（官民連携推進官）

第二十条　生活安全局情報技術犯罪対策課に、官民連携推進官一人を置く。

2　官民連携推進官は、命を受け、令第十九条第一号から第四号までに掲げる事務のうち民間事業者との連携に関する事務をつかさどる。

第四十条を次のように改める。

（高齢運転者等支援室）

第四十条　交通局運転免許課に、高齢運転者等支援室を置く。

2　高齢運転者等支援室においては、令第三十五条に掲げる事務のうち高齢者、障害者その他の自動車等の運転に関し支援を要する者に関する事務をつかさどる。

3　高齢運転者等支援室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、高齢運転者等支援室の事務を掌理する。